

担い手農業者との意見交換概要

令和2年3月 公益財団法人 群馬県農業公社

担い手農業者から寄せられたご意見及び機構からの回答のうち代表的なものを記載しています。

1 県認定農業者協議会役員会で農地集積について意見交換

(R1. 7. 22 参加人数28名)

Q 1 人・農地の座談会に人が集まらない（特に出し手）。集まっても相続した非農家は自分の家の農地の所在もわからない。話にならない。

A 1 コーディネーターの派遣など、手助けできるところは関係機関が連携して手助けする。人集めはなかなか難しいが、根気強く続けていくしかないのではないかと。

2 A土地改良区設立予定地内の担い手と農地集積について意見交換

(R1. 7. 31 参加人数35名)

Q 2 機構関連農地整備事業に伴う基盤整備工事後、集積・集約化（シャッフル）を行うために、また、多くの労力を割いて受け手から書類（解約や再転貸に関するもの）を集めなければならないのか。もっと簡便な方法で、集積・集約化（シャッフル）のための再転貸手続きを行えないのか。

A 2 再転貸を行うためには、該当する耕作者全員から同意印をもらう必要があり、現行の制度では省略できない。

3 B土地改良事業営農計画検討委員会で農地集積について意見交換

(R1. 9. 18 参加人数21名)

Q 3 農地中間管理事業の制度概要や手続について説明を受けたが、推進委員である我々は村から詳細な説明を受けているので内容を理解したが、農地の所有者や担い手にはわかりやすい説明をしてほしい。

A 3 承知した。農地の所有者や担い手の方々には、パンフレット等を活用し、簡潔な説明を行う。具体的な手続については導入部分のみ説明し、あとは実際に手続に入る段階で再度説明する。

4 C村の農業委員と機構事業の活用方法等について意見交換

(R1. 11. 5 戸別訪問)

Q 4 県公社（機構）を通じて農地を貸し付けたが、借り手が死亡、借り手の遺族が相続放棄してしまったほ場があり、雑草が繁茂するなどして、近隣に迷惑をかける恐れが心配されるが、現状、地主も手が出せない。県公社（機構）ではどのような対応をとるのか。

A 4 借り手側の相続放棄が確認でき次第、借り手である県公社（機構）で農地の保全管理を行い、市町村と連携の上で、新たな貸付先を探していく。

5 D町の担い手と農地利用集積円滑化事業と機構事業との統合同体化について意見交換

(R1. 10. 23 参加人数 20 名)

Q 5 D町公社は25年も前から、農業者の相談窓口、出し手と受け手の橋渡し役を担い、地域の農地集積・集約化に先進的に取り組んできたところである。農地中間管理事業で同様の事務を行うことになったとしても、築き上げてきたこの体制が、崩れることなく、継続できるよう要望したい。

A 5 農地中間管理事業と統合同体化された後も、ほとんど変更無く、D町公社で対応できる。D町公社には、次年度以降もこの役割を引き続き担っていただきたい。県公社においても、これまでの取組が崩れることの無いよう支援して参りたい。

6 E市の担い手と機構事業の活用方法等について意見交換

(R2. 2. 5 参加人数 26 名)

Q 6-① 他の県では担い手から解約された農地を機構が何年か借りていてくれると聞いたが県公社（機構）では、そのような制度はあるのか。

A 6-① 県公社（機構）では、2年間まで次の担い手を探す期間として借り受けている。

Q 6-② 県公社（機構）は、中山間地域の農地も借りてくれるのか。

A 6-② 何でも借り受けるわけではなく、農振農用地域であり、担い手が借り受けてくれる農地を借りる。

Q 6-③ 県公社（機構）で手続きした農地が荒れている。その時には機構から指導してくれるのか。機構は手続きした農地は定期的に巡回して確認しているのか。

A 6-③ 話があれば、担い手に適正に管理するように話はする。定期的な巡回については、県内全てを県公社（機構）が手続きしているため、定期的な巡回には無理があるため、各市町村と業務委託契約を締結しているため、市町村に協力していただいている。

7 F町の農業経営士と機構事業の活用方法等について意見交換

(R2.2.13 戸別訪問)

Q7 農地中間管理事業の評価委員とはどんな人がどんなことをやっているのか。

A7 県公社（機構）の利用者や先進的な農家、大学の先生などに委員をお願いしている。委員会では、各委員から機構の取り組みに対する意見や要望などをお聞きし、県公社（機構）の活動に反映させている。

8 その他意見

- ・ 農地を借りても何時返してくれと言われるか分からないので投資が出来ない。
- ・ 土作りをして、これからというときに返してくれと言われた。
- ・ 将来が見えない中で、規模拡大や投資もやりにくい。
- ・ 農業が出来なくなったから借りてくれと言われ、耕作放棄地を解消して耕作できる状態にしたら、惜しくなったらしく、やっぱり返してくれと言われた。
- ・ 利用権の更新時に、資料の中に農地バンクの資料が入っている。出し手から農地バンクのことを聞かれる。そのたびに農地バンクの説明をすることになる。市に私のエリアでは農地バンクの資料は入れるなど申し入れた。農地バンクが出し手への説明を行うべきでないか。
- ・ 出し手は、農地バンクのことを全く知らない。各戸に資料を入れても全く見ない。
- ・ 広い道路がないのでトラクターやコンバインが水田に入っていけない。これでは、借りてくれる人がいない。
- ・ 構造改善事業（ほ場整備事業）をしてこなかった。市に農道を作るよう働きかけてほしい。
- ・ 高齢者が多いので、ほ場整備は無理。